

お客さま各位

長岡信用金庫

預金規定の改定および電子化のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」踏まえ、預金規定を下記のとおり改定いたします。

規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、過去にご確認させていただいたお客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を再度ご確認させていただく場合があります。その際には、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。何卒ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて、普通預金規定等の電子化を行います。

電子化により、当金庫ホームページで規程がご確認いただけることから、令和1年11月1日以降は、当金庫窓口での本改定後の規程は配布を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。なお、定期性預金規程等の電子化についても、順次対象を拡大する予定としています。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問合せください。

記

1. 改定する預金規定

- ・普通預金規定
- ・決済用普通預金規定
- ・しんきん定期性総合口座取引規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・通知預金規定
- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

令和1年12月2日（月）

3. 改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設・変更いたします。（対象箇所を下線）。

なお、普通預金規定以外についても、同様の改定を行います。

〈普通預金規定より抜粋〉

「取引の制限等」条項を新設

13. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出てください。届け出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合には、入金、振込、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項へ下線部を追加

14. (解約等)

- (1) 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①～②省略
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④省略
- (3)～(5) 省略

「規定の変更等」条項を新設

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

※改定後の普通預金規定(全文)は、[こちら](#)をご覧ください。